

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	小平市 国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、国民健康保険税の賦課及びそれに関連する事務を行う。国民健康保険税は、国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主に対して課税を行うものである。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険税の賦課決定・更正に関する事務 ②国民健康保険税の減免・減額等に関する事務 ③国民健康保険税の特別徴収に関する事務 ④国民健康保険加入者の所得に関する事務 ⑤地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③システムの名称	1 国民健康保険税賦課システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) なし (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2374
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2374

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	川上 吉晴	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月14日	IV リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	様式変更のため
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項)なし (別表第2における情報照会の根拠となる項)27の項	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項)なし (別表第2における情報照会の根拠となる項)27の項	事後	法律改正のため
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	小平市 国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律に基づき、国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務を行う。小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の支給等に関する事務 ③オンライン資格確認等システム稼働に関する資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務</p>
③システムの名称	<p>1 国民健康保険資格・給付システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5 医療保険者向け中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険資格ファイル (2)国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の30の項</li><li>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令第24条</li><li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 42, 43の項</li> <li>・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令</li> <li>・上記、法律別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれ定める条項</li> </ul> <オンライン資格確認に関する業務> ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2371
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2371

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成29年4月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 国民健康保険資格・給付システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー	1 国民健康保険資格・給付システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	国民健康保険制度改革に伴うシステムの追加
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	川上 吉晴	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IV リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の支給等に関する事務	①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の支給等に関する事務 ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	事後	オンライン資格確認等システム導入のため
令和2年9月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 国民健康保険資格・給付システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	1 国民健康保険資格・給付システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー 4 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5 医療保険者向け中間サーバー	事後	オンライン資格確認等システム導入のため
令和2年9月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の30の項	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認等システム導入のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 42, 43の項</li> <li>・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令</li> <li>・上記、法律別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれ定める条項</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106の項 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 42, 43の項</li> </ul>	事後	制度改正のため
令和2年9月15日	IV リスク対策 8.監査実施の有無	自己点検	自己点検および内部監査	事後	令和元年度に監査が実施されたため
令和3年9月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</li> </ul>	事後	法律改正のため
令和3年9月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため
令和3年9月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため
令和3年9月16日	IV リスク対策 8.監査実施の有無	自己点検および内部監査	自己点検	事後	令和2年度に監査は実施されなかったため
令和4年9月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	③オンライン資格確認等システム稼働に関する資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	事後	準備期間は終了し、システムが稼働しているため
令和4年9月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	<p>&lt;オンライン資格確認に関する業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事後	準備期間は終了し、システムが稼働しているため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため
令和5年9月20日	IV リスク対策 8.監査実施の有無	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	小平市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、請求、資格、給付等に関する事務を行う。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民年金法による被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ②国民年金法による被保険者の資格に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③国民年金法による給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ④国民年金法による給付の支給に関する事務 ⑤国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する事務 ⑥国民年金法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	1 国民年金システム 2 団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事項を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2376
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2376

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、国民年金の資格及び給付の管理事務、保険料免除等の申請受理等を行う。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格取得・喪失及び付加保険料の申出・辞退、住所・氏名その他事項の変更等に係る事務 ②年金等の給付等に係る事務 ③国民年金保険料の免除等に係る事務	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、請求、資格、給付等に関する事務を行う。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民年金法による被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ②国民年金法による被保険者の資格に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③国民年金法による給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ④国民年金法による給付の支給に関する事務 ⑤国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する事務 ⑥国民年金法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令の公布により文言を変更
平成28年7月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の31の項	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事項を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令の公布により文言を変更
平成28年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月31日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の職名	川上 吉晴	課長	事後	様式変更のため
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和2年9月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 選択項目	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	小平市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等に基づき、後期高齢者医療保険料の及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。  ① 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に係る申請等(申請、届出又は届出をいう。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ② 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受領証又は限度額適用・標準負担額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 高齢者の医療に確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 高齢者医療の確保に関する法律第92条の一時差し止めに関する事務 ⑥ 高齢者医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	1 後期高齢者医療システム 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3 団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第1項の59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1,333番地 電話番号 042-341-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1,333番地 電話番号 042-341-1211

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属	川上 吉晴	課長	事後	様式変更のため
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日	令和2年9月18日	事後	再実施により、しきい値再調査を行ったため
令和2年9月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日	令和2年9月18日	事後	再実施により、しきい値再調査を行ったため
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月18日 時点	令和3年9月16日	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月18日 時点	令和3年9月16日	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月16日 時点	令和4年9月16日	事後	しきい値の見直しによる変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月16日 時点	令和4年9月16日	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月16日 時点	令和5年9月13日	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月16日 時点	令和5年9月13日	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅳリスク対策 8. 監査 選択項目	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	小平市 年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小平市長

## 公表日

令和5年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)等に基づき、年金生活者支援給付金に関する事務を行う。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①申請書の受理(裁定請求書を市町村が受理する基礎年金受給者に限る)等に係る事務 ②年金生活者支援給付金受給資格者等の所得情報等の提供及び支給決定の結果の保管に係る事務
③システムの名称	1 国民年金システム 2 団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の95の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2376
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険年金課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2376

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年7月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月30日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の職名	川上 吉晴	課長	事後	様式変更のため
令和1年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和2年9月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年9月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年9月20日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 選択項目	自己点検	内部監査	事後	監査の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明